第二十号様式（第二条第一項第二十号関係）

学校コード

申請番号

様

れんらくさき

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度

しゅうがくえんじょひ
ひにんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、しんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうがいとなり、ひにんていとなりましたので、つうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	にんていくぶん	じどうせいとめい

ひにんていび　　年　月　日

ひにんていきかん　　年　月　日 ～ 年　月　日

ひにんていりゆう

せたいしょとくがく

にんていきじゅんがく

しょとちょうかがく

びこう

1．このしょぶんについてふふくがあるばあいは、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして3かげついないに、　しきょういくいいんかいにたいしてしんさせいきゅうをすることができます。
2．このしょぶんについては、じょうきのしんさせいきゅうのほか、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないに、　しをひこく（そしょうにおいて　しをだいひょうするものは　しきょういくいいんかいになります。）として、しょぶんのとりけしのうったえをていきすることができます。なお、じょうきのしんさせいきゅうをしたばあいは、しょぶんのとりけしのうったえは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないにていきすることができます。
3．ただし、じょうきのきかんがけいかするまえに、このしょぶん（しんさせいきゅうをしたばあいは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつ）があったひのよくじつからきさんして1ねんをけいかしたばあいは、しんさせいきゅうをすることやしょぶんのとりけしのうったえをていきすることができなくなります。